

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂本地域 (旭・与ヶ根・鍛冶屋平・中平・三津屋・中洗井・丸岩・辻原・日向平・北原・西林・中原・岩屋堂・馬見岩・諏訪・曙・青木・新諏訪・鯉ヶ平・二軒屋・下洗井・中切・中町・東町・坂本・深沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【担い手確保】(人) ・坂本地域内で農業を担う者は個人農業者が多く、今後、農地集積により規模拡大を期待する事は難しい。 ・地域内で作付けされているサツマイモ等は共同販売がなく、農業者各自で販路開拓が必要で、新規参入の足かせとなっている。 【生産基盤】(農地) ・基盤整備済み農地の宅地化が進み、連続する農地の確保による団地化が困難になっている。 ・小規模な農地は大型機械が入らないため、受託組織等が引き受けてくれないため、今後荒廃することが懸念される。 ・現在、リニア中央新幹線や濃飛横断自動車道、区画整理事業などの大型工事が進められており、今後それらの整備に伴い、周辺の開発が見込まれる。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・坂本地域は、水稻を中心に露地野菜や施設園芸等多様な農業が展開されており、地域内の農業を担う者を中心に、優良農地の有効活用を目指していく。 ・新規就農者の確保や後継者の育成に取り組み、地域農業の維持を目指す。 ・農事組合法人の設立について検討を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	621.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	395.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地を中心に、一部、農用地区域外農地も含める。 ・地区内の農用地の内、狭小な農用地や荒廃した一部の区域を除外する。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、可能な限り地域の農地を担う者に対する集積、集団化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・後継者確保の見込めない農地所有者は、農地中間管理機構への貸し付けを進める。 ・地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めることが出来るよう取り組みを進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・地域内の農業を担う者のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、県、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで育成、支援を実施していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・既存の受託組織や担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農地所有者、耕作者、地域内の農業を担う者など地域全体で侵入防止柵設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣害対策に取り組む。
- ③作業の省力化、効率化に向けて、スマート農業機械の導入や活用を推進していく。
- ⑦可能な限り中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農業用施設等の保全管理に取り組む。